

要望手続きについて【補足資料】(振興事業) (※は「補助方針」及び「交付要望書作成の手引き」のページです)

項 目	注 意 事 項 の 抜 粋
<p>手続きの流れ</p> <p>補助率と補助金上限額</p> <p>補助の対象者</p> <p>交付条件</p> <p>補助の対象となる事業</p>	<p style="text-align: center;">2024年度 補 助 方 針</p>
	<p>(P.2) 3. 補助事業の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要望の手続きは、①と②となります。 ・ ④採否通知については、2024年3月下旬頃予定 → (P.8) 16. 採否の通知 参照 <p>なお、2024年4月に事務手続説明会を実施する場合、交付決定通知は事務手続説明会でお渡しする予定です。</p> <p>(P.8) 17. 補助事業事務手続説明会への出席 参照</p>
	<p>(P.4) 6. 補助事業の補助率・補助金上限額</p>
	<p>(P.5) 7. 補助の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「日本国内に法人格を有する企業」の対象事業 → ※ (P.10) I. 振興事業補助 1. (1) (2) (3) のみ
	<p>(P.9) 18～21. 交付条件の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 18. 補助事業である旨の表示 19. 補助事業の実施内容及び成果の公表 20. 補助事業の評価（アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査等にご協力いただく場合があります） 21. 情報公開の実施
<p>(P.10～13) 補助の対象となる事業について どのメニューでご要望されるかをご検討下さい。</p>	

2024年度版 機械振興補助事業の交付要望書作成の手引き	
申請書類	<p>(P.1) 補助金交付要望の申請にあたっての注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望の流れは、1. 事業者登録 → 2. インターネット申請 → 3. 書類の郵送 <u>それぞれ期限厳守です。</u> ・ 1. 事業者登録・・・2017年（平成29年）度以降の補助事業において登録済の場合は不要です。 ・ 2. インターネット申請・・・「2024年度版 交付要望 ネット手続きガイド」を参照。 ・ 3. 書類の郵送・・・簡易書留で提出して下さい。 ・ 書類は全て A4 片面印刷とし、書類の紛失防止のため全ての書類に2つ穴を空け、綴じ紐で綴じて下さい。 <p>(P.2) 申請に必要な書類について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①要望書類・・・「JKA 補助事業」HPから下書きシートをダウンロードし、データを入力後、事業者フロントでアップロードし、<u>確定すると作成される書類</u>です。→ (P.11～14) ②関連書類 ③添付書類・・・紙ベースでのみ提出する書類です。 <p>(P.38) 提出書類チェックシートをHPからダウンロードして確認して下さい。</p>
①要望書類	<p>(P.3) 下書きシートについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下書きシートは「基本情報」と「事前計画」の2種類です。 ・ 下書きシートは必ず <u>2024年度版</u>を使用して下さい。
下書きシート (基本情報)	<p>(P.3～4) 下書きシート「基本情報」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 発翰番号・・・法人固有の番号、システムの初期値「号」が入っているので、「号」の入力は不要です。 6 補助事業名・・・下書きシートをアップロードした後の編集画面で、<u>補助事業名を編集して下さい。</u> →「2024年度版 交付要望 ネット手続きガイド」P.46 参照。 17 以降の連絡先・・・実際に事務に携わる担当者の方の情報を入力して下さい。

下書きシート
(事前計画)

(P. 5) 事業コードについて

- ・システムで基本情報を入力する際に必要です。「事業経費比較表」でもこのコードを使用します。
- ・事業コードを間違えると修正ができないため、**全て最初から申請のやり直しが必要**となります。

(P. 6) 下書きシート「事前計画」について

- ・補助事業の審査はこの「事前計画」を基に行います。
- ・簡潔にわかりやすく、過不足なく情報を盛り込んで下さい。「補完資料で説明」は不可。

(P. 7~9)

- 5 事業費総額・・・システムの都合上、入力不可。
- 6 補助対象経費総額・・・「事業経費比較表」で該当する数字と一致していることを必ずご確認ください。
- 7 補助金交付要望額・・・
- 8 種別・・・必ず(1)新規(5)継続要望のいずれかを選択(複数年の計画を立てている場合でも)
- 23~29・・・**採択の審査に重要な項目ですので、過不足なく記入して下さい。**
- 32~37・・・P.41~45 参照。
- 38~40・・・事業を実施した結果を情報発信するための指標、目標値、具体的内容を記入してください。
- 41~43・・・**競輪・オートレース補助金の事業であることを情報発信するための指標、目標値、具体的内容を、**注意事項に記載の1.と2.の視点でご入力ください。広報計画やその媒体を選んだ理由を具体的にご記入ください。

(P. 11~14) インターネットによる申請で、ダウンロードできる申請書類

- ①要望書類 の事業者フロントでダウンロードできる申請書類についての見本です。
こちらの完成した書類がHPからダウンロードできるようになっています。

②関連書類

事業経費比較表

(P. 15) 関連書類について

- ・ P. 15 事業者の概要（3）（収支決算・収支予算の概要）・・・法人の過年度の決算書及び今年度の収支予算書から転記し作成して下さい。
- ・ P. 16 補助事業の概要（事業の実施予定表）
- ・ P. 19～ 事業経費比較表・・・HPより該当書類をダウンロードして作成して下さい。「振興事業」を選択して下さい。入力手順は、ダウンロードしたシートの右側に注意事項として記載されているので手順どおりに作成して下さい。

※以下の記載内容については事業経費比較表作成後のチェック作業の際の確認用としてご覧下さい。

(P. 19～20)

- ①(注1)「事業コード」・・・P.5「事業コード表」を参照。
コードを選択すると「補助率」が自動的に表示されます。
- ②右上の法人名、及び、補助事業名を入力して下さい。
- ③(注2)「前年度交付決定額」・・・今年度（2023年度）と同内容の補助事業を継続で要望される場合、左側に当該内容を記入して下さい。補助事業を行っていない場合は、入力不要です。
- ④（C）補助率については、①で選んだコード表に基づき、当該補助事業の補助率のみ表示されます。
- ⑤(注4)算出基礎（G）・・・上段に支出内容、下段に算出根拠を入力（2行で1セット）
「内容（単価）」の部分・・・数字のみを入力して下さい。
「数量（単位）」の部分・・・「人」「回」「kg」などの単位を付けて入力して下さい。（漢数字は非対応）
- ⑥節合計額は、節ごとに、千円未満を四捨五入して、補助事業対象経費（F）に入力して下さい。
→ 補助金交付要望額（D）、自己負担金（E）が自動で算出されます。
- ⑦総合計欄の（D）列一番下『補助金交付要望額』と（F）列一番下『補助対象経費総額』が、
P.7「下書きシート（事前計画）」のNo. 6、7の金額と一致しているか（逆になっていないか）必ず確認して下さい。
→ P.7「下書きシート（事前計画）」のNo. 6、7の金額は、申請後は訂正ができません。

(P. 34) 補完資料

- ・ 継続事業・・・実施中の事業の進捗状況および成果を必ず記載して下さい。（審査項目に該当します）
→ 2年目事業をご要望の場合についても申請期間迄の進捗状況・成果を可能な限り記載して下さい。
- ・ 民間企業・・・社会的な課題に取り組んでいる事業であること、公益性のある事業であること等しっかりと記載して下さい。

<p>補完資料</p> <p>③添付資料</p>	<p>(P. 36) 添付書類①②③は必須</p> <p>①反社会的勢力でないことの誓約書・・・ホームページよりダウンロード可能です。 ご印鑑は法人登録したものをご使用下さい。 → 同一事業の提出書類については、すべて同じご印鑑をご使用下さい。</p> <p>②法人の履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内の原本）</p> <p>③定款又は寄付行為</p> <p>添付書類①②③は、複数事業を要望される場合、原本は一部で結構です。他の要望書にはコピーを添付して下さい。 なおコピー添付の際、コピーに「原本は申請番号 24△△○○○○・・・に添付」とメモ書きを添えて下さい。</p>
<p>前年度との変更点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する事業への支援がなくなりました。 ・サプライチェーン維持のための調査・研究・人材育成等に関する事業が補助の対象となりました。 ・節目の名称が変更になりました。 機械設備費・実験材料費 → 物件費 * 1つに集約しました。 ・臨時備役費の基準単価（上限）が 7,000 円/日から 8,000 円/日 になりました。 ・報告書の印刷費は原則補助対象外になりました。